

公益財団法人城北労働・福祉センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人城北労働・福祉センター	令和元年10月16日から 同月23日まで	平成29年度及び 平成30年度の事業
局	福祉保健局、産業労働局	令和元年10月7日及び 同月24日 (産業労働局は10月7日を除く。)	

2 団体の概要

設立の目的	山谷地域に居住する労働者の職業の安定及び福祉の増進を図り、もってこれらの者の生活の向上に資することを目的に設立
主な沿革	昭和40年11月 東京都城北福祉センター設立 財団法人山谷労働センター設立 平成15年4月 東京都城北福祉センターと財団法人山谷労働センターが統合し「財団法人城北労働・福祉センター」設立 平成23年4月 財団法人から公益財団法人へ移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日雇労働者の就労等に関する情報提供、指導及び無料の職業紹介 ・ 労働者の就労及び就職の促進に関する援護 ・ 技能講習施設の管理及び技能講習 ・ 労働その他生活各般の総合相談 ・ 給食及び宿泊等の応急援護 ・ レクリエーション及び健康の増進並びに広報活動 ・ 施設（娯楽室及び敬老室）の利用に関する事業 ・ 関係行政機関及び社会福祉施設並びに公共的団体等との連絡 ・ その他法人の目的を達成するために必要な事業
所在地	東京都台東区日本堤二丁目2番11号

組 織	2 課	
人 員	役員 12 名（理事長 1 名、理事 8 名、監事 3 名、うち 11 名非常勤） 職員 42 名（理事長を含む。）	
都 と の 関 係	出えん	基本財産 100 万円のうち、100 万円（100%）
	補助金（表 1）	3 億 8,247 万余円（平成 29 年度交付額） 3 億 6,554 万余円（平成 30 年度交付額）
	事業の委託 （表 2）	86 万余円（平成 29 年度委託料） 53 万余円（平成 30 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 3）	経常収益 3 億 7,102 万余円のうち、3 億 6,240 万余円（97.7%）
	財産の貸付（表 4）	建物（2,425.83 m ² ）を有償貸付 備品 69 点を無償貸付
	職員の派遣等	常勤職員 17 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤職員 1 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等（注 2）	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の 達成状況に係 る評価結果	平成 29 年度：B 平成 30 年度：B

（注 1）上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

（注 2）平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

（表 1）補助金の交付状況

（単位：千円）

所 管 局	補助金名	根拠	補助対象 （補助率）	交付額		
				平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度
福 祉 保 健 局	公益財団法人 城北労働・福祉 センター運 営費補助金	公益財団法人 城北労働・福祉 センター運 営費補助金交付 要綱	総合相談事業、応 急援護事業等に 要する経費 （補助率：10/10）	332,643	313,577	303,372
産 業 労 働 局	公益財団法人 城北労働・福祉 センター就 労対策事業補 助金	公益財団法人 城北労働・福祉 センター就 労対策事業補助 金交付要綱	山谷地区居住日 雇労働者の就 労対策事業に要 する経費 （補助率：10/10）	63,712	68,901	62,174
合計				396,356	382,479	365,546

(表2) 委託事業

(単位：千円)

業務名	委託料		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
山谷地域越年対策事業の事前相談業務	75	61	22
山谷地域越年越冬対策事業越年相談業務	932	706	440
都営住宅特別割当（山谷地域居住者用）募集等	90	100	77
合計	1,098	868	539

(注1) 精算を要する委託業務であるため、委託料は、精算後の額（税込）である。

(注2) 所管局は、全て福祉保健局である。

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	406	100	395	100	371	100
都からの収益	396	97.4	382	96.6	362	97.7
受取補助金	395	97.2	381	96.4	361	97.5
受取受託金	1	0.3	0	0.2	0	0.1
他の収益	10	2.6	13	3.4	8	2.3
公益目的事業会計	362	89.1	346	87.6	319	86.2
都からの収益	355	87.3	336	85.1	314	84.7
受取補助金	354	87.1	335	84.9	313	84.6
受取受託金	1	0.3	0	0.2	0	0.1
他の収益	7	1.8	10	2.6	5	1.5
法人会計	44	10.9	48	12.4	51	13.8
都からの収益	41	10.1	45	11.5	48	13.0
受取補助金	41	10.1	45	11.5	48	13.0
他の収益	3	0.8	3	0.8	3	0.9

(注1) 財団の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(注2) 受取補助金は、表1の補助金交付額のうち、当該事業年度末までに支出を行う補助金の受入額である。

(表4) 公有財産の貸付状況

(単位:千円)

分類	施設名等	目的	種類	貸付料(年額)(注)
普通財産	城北労働・福祉センター	福祉施設	建物 2,298.69 m ²	9,316
	福祉保健局生活福祉部 生活支援課分室	福祉施設	建物 127.14 m ²	759
	上記2施設に設置された 備品	—	備品 69点	無償

(注) 財団が都の事務事業を補佐・代行していることなどから、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年東京都条例第25号)第4条第1項第2号に基づき、建物の貸付料は50%減額、備品は無償貸付している。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人城北労働・福祉センター（以下「財団」という。）の事業について、主に、都からの補助事業及び受託事業が適正かつ効果的に行われているか、事業執行に伴う契約事務は適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

財団は、山谷地域に居住する日雇労働者の職業の安定及び福祉の安定を図るため、無料職業紹介事業を行うとともに、医療、福祉、労働等に関する生活総合相談や、生活に困窮し窮迫した状況にある利用者に対する応急援護等を行っている。

平成30年度の実績は、職業紹介総数は延べ1万2,605人で、平成29年度と比較して増加しているが、生活総合相談と応急援護相談の合計件数は3,015件となっており、過去3か年を通じて減少を続けている。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	平成28年度	平成29年度		平成30年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	406	395	△ 11	△ 2.8	371	△ 24	△ 6.2
当期経常増減額	0	0	0	—	0	0	—
当期一般正味財産増減額	0	0	0	—	0	0	—
資産合計	109	119	10	9.2	94	△ 25	△ 21.3
正味財産合計	46	41	△ 5	△ 12.1	42	1	3.3

ア 収益及び費用の状況

平成28年度から平成30年度のいずれの年度においても、財団の総収益と総費用が同額となっており、当期一般正味財産増減額の計上はなかった。

財団の経常収益は、都からの補助金が97パーセント前後を占めており、補助対象経費の実績減などにより、平成29年度、平成30年度とも減少している。

経常費用は、その大半が都の補助対象であり、平成29年度、平成30年度とも減少している。その主な要因は、平成29年度は、健康相談室の運営に関する委託費が減少したこと、平成30年度は、職員2名の退職に伴い人件費が減少したことによるものである。

イ 財政状態

財団の資産は、現金預金、建物附属設備、退職給付引当資産等であり、資産合計は1億円前後で推移している。

なお、平成29年度は、前年度と比較して、資産合計、負債合計とも増加している。これは主に、資産については職員2名の退職金未払金が生じたことにより現金預金が増加したこと、負債についてはこれらの未払金を計上したことによるものである。

(3) 事業運営に関する評価

山谷地域の問題は、雇用の安定及び福祉・保健・医療等の各分野にわたるため、都は、3年ごとに東京都山谷対策総合事業計画を定めている。財団は、同計画に基づき、都の関係各局や関係区（台東区及び荒川区）等と連携して、山谷地域に居住する労働者の生活向上に資する事業を実施している。

山谷地域の状況を見ると、土木・建設現場の機械化等により労働需要が減少し、労働者の高齢化が進んでいることもあって、日雇労働市場が衰退している。一方で、平成22年にJR南千住西口駅前地区再開発事業が完了し、簡易宿所がビジネスホテルや共同住宅に徐々に建て替えられるなど、観光客等が行き交い、新たな住民が暮らす街へと変貌している。

財団が設置する城北労働・福祉センター（以下「センター」という。）の状況を見ると、利用者は年々減少しており、平成30年度の利用登録者数は207人と、平成15年度の3,472人（財団発足以降のピーク時）から大幅に減少している。また、利用者の高齢化も進んでおり、平成30年度の利用者の平均年齢は67.7歳となっている。

このような状況の中、センター利用者の約6割が、都が実施する高齢者特別就労（都立公園の清掃・除草等）に参加している。高齢等により民間の仕事に就くことが困難なため、公園や道路の清掃作業しか従事していない利用者も多く、利用者の約半数が路上等で生活するなど、就労自立が難しくなっている状況が見られる。

このため、センターでは、利用者一人ひとりに対する個別支援プログラムの作成や、路上生活者等へのアウトリーチ（出張相談）により、個々の相談者の状況に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、生活に困窮し窮迫した状態にある者には宿泊や給食等の応急援護を行い、生活保護につなげるなど、利用者の生活安定に向けた福祉的視点からの支援を行っている。

また、職業紹介についても、利用者の高齢化を受け、清掃、造園業者を中心に求人依頼を行うなど、比較的軽易な作業の求人確保に努めている。

さらに、路上炊飯行為やごみの不法投棄等、山谷地域に特有の課題に対し、地元区や町会等地域の関係者と連携し、地域環境の改善に取り組んでいる。

こうした様々な取組を行っているものの、利用者の減少に伴い、財団の事業規模は年々縮小しており、財団は、常勤固有職員の退職不補充等により職員数の削減を行っている。これによ

り、早朝の職業紹介等の人員確保が困難となってきており、また、支援対象者の高齢化等により対応困難事例が増え、職員の相談スキルや専門性の向上が求められていることから、財団は、平成30年3月に「公益財団法人城北労働・福祉センターシニア業務補助職員就業要綱」を策定し、満65歳以上の者のうち、財団の業務に資する素質を持った人材を補助職員として活用できる体制を整備した。

財団は、これらの取組を着実に実施しているが、高齢化した利用者に対して、これまで以上に福祉的な視点から、より多様できめ細やかな支援を行うことが必要であるため、今後、山谷地域で活動するNPO法人等との連携の強化などを図っていくことが望まれる。

あわせて、山谷地域の急激な変化に対応するため、財団は、都の山谷対策の方向性を見据え、都、台東区、荒川区をはじめとする関係機関と十分に協議・調整を図りながら、事業内容や組織のあり方を検討していくことが求められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確にすべきもの

都（福祉保健局）は、年末年始の労働事情等のため就労できず、生活に困窮している山谷地域居住者を対象に、12月29日に越年相談事業を実施している。

財団は、この相談事業のうち、会場整理、生活相談、医療相談等の業務を、表5のとおり、都から受託している。

この経費の内訳を見たところ、財団は、越年相談事業に従事した職員（平成29年度26人、平成30年度17人）に対して、表6のとおり、「越年手当」（旅費を含む。）を支給していることが認められた。

しかしながら、財団の給与規程及び旅費規程には、「越年手当」について定める規定はない。休日に受託業務に従事した職員に対する対価の支給について、明確な根拠がないことは適切でない。

財団は、越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確にされたい。

（公益財団法人城北労働・福祉センター）

(表5) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約締結日	越年相談業務実施日	契約金額(精算額)
平成29年度山谷地域越年越冬対策事業越年相談業務委託	平成29年 12月14日	平成29年 12月29日	706,785
平成30年度山谷地域越年越冬対策事業越年相談業務委託	平成30年 12月12日	平成30年 12月29日	440,599

(表6) 財団職員に対する越年手当(経費内訳より抜粋)

(単位：円)

年度	越年手当の額(一人当たり) (A)	支給人数 (B)	越年手当経費総額 (A×B)
平成29年度	19,850(旅費320含む。)	26人	516,100
平成30年度	16,490(旅費320含む。)	17人	280,330

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 主な事業実績

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
職業紹介事業			
高齢者特別就労紹介	8,600 人	8,000 人	8,000 人
公共事業紹介	820 人	745 人	749 人
民間紹介	2,726 人	2,908 人	3,856 人
(合 計)	(12,146 人)	(11,653 人)	(12,605 人)
常用就職希望者に対する支援			
常用就職相談	162 件	181 件	110 件
日雇労働者等技能講習事業			
実施科目数	21 科目	22 科目	16 科目
修了者	43 人	45 人	36 人
相談支援			
生活総合相談	2,769 件	2,309 件	1,847 件
応急援護相談	3,801 件	1,952 件	1,168 件
(合 計)	(6,570 件)	(4,261 件)	(3,015 件)
居所への出張相談	2,468 件	2,115 件	1,958 件
健康相談室運営、地域保健事業			
健康相談室診療人数	3,131 人	2,475 人	2,360 人
巡回健康相談	307 人	249 人	324 人
寄せ場健康相談・娯楽室健康相談	3,294 人	2,980 人	3,129 人
地域環境の改善			
地域づくりフォーラム開催	年 4 回	年 4 回	年 4 回
地域クリーンアップ作戦 (地元町会等との会合・清掃活動)			
実施回数	年 12 回	年 12 回	年 12 回 (うち1回は雨天により中止)
参加人数	553 人	564 人	520 人

(注) 人数は延人数である。

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合計	経常収益	406	395	△ 11	△ 2.8	371	△ 24	△ 6.2
	基本財産運用益	0	0	0	0	0	△ 0	△ 66.7
	受取補助金等	405	394	△ 10	△ 2.5	370	△ 24	△ 6.1
	その他	1	0	△ 1	△ 59.7	0	△ 0	△ 76.8
	経常費用	406	395	△ 11	△ 2.8	371	△ 24	△ 6.2
	事業費	362	346	△ 15	△ 4.4	319	△ 27	△ 7.8
	管理費	44	48	4	10.6	51	2	5.0
	当期経常増減額	0	0	0	—	0	0	—
	経常外収益	0	0	0	—	0	△ 0	△ 99.7
	経常外費用	0	0	0	—	0	△ 0	△ 99.7
当期一般正味財産増減額	0	0	0	—	0	0	—	
公益 目的 事業 会計	経常収益	362	346	△ 15	△ 4.4	319	△ 27	△ 7.8
	受取補助金等	360	346	△ 14	△ 4.1	319	△ 26	△ 7.7
	その他	1	0	△ 1	△ 59.7	0	△ 0	△ 76.8
	経常費用	362	346	△ 15	△ 4.4	319	△ 27	△ 7.8
	事業費	362	346	△ 15	△ 4.4	319	△ 27	△ 7.8
	当期経常増減額	0	0	0	—	0	0	—
	経常外収益	0	0	0	—	0	△ 0	△ 99.7
	経常外費用	0	0	0	—	0	△ 0	△ 99.7
当期一般正味財産増減額	0	0	0	—	0	0	—	
法人 会計	経常収益	44	48	4	10.6	51	2	5.0
	基本財産運用益	0	0	0	0	0	△ 0	△ 66.7
	受取補助金等	44	48	4	10.6	51	2	5.0
	経常費用	44	48	4	10.6	51	2	5.0
	管理費	44	48	4	10.6	51	2	5.0
	当期経常増減額	0	0	0	—	0	0	—
	当期一般正味財産増減額	0	0	0	—	0	0	—

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	33	61	27	82.0	33	△ 27	△ 45.6
現金預金	31	58	26	84.5	30	△ 28	△ 47.7
未収金	1	2	0	35.5	2	0	7.2
固定資産	75	58	△ 17	△ 22.9	60	2	4.1
基本財産	1	1	0	0	1	0	0
特定資産	74	57	△ 17	△ 23.2	59	2	4.1
資産合計	109	119	10	9.2	94	△ 25	△ 21.3
流動負債	33	61	27	82.0	33	△ 27	△ 45.6
未払金	6	28	21	315.4	9	△ 18	△ 65.4
都補助金返還金	22	27	5	23.1	18	△ 9	△ 33.3
その他	4	4	0	12.2	4	0	3.4
固定負債	29	17	△ 11	△ 40.4	18	1	6.0
退職給付引当金	29	17	△ 11	△ 40.4	18	1	6.0
負債合計	62	78	15	25.1	51	△ 26	△ 34.2
指定正味財産	46	41	△ 5	△ 12.1	42	1	3.3
一般正味財産	0	0	0	—	0	0	—
正味財産合計	46	41	△ 5	△ 12.1	42	1	3.3
負債及び正味財産合計	109	119	10	9.2	94	△ 25	△ 21.3

2 参考資料

(1) 山谷地域の概要

泪橋交差点（明治通りと吉野通り）を中心に、台東、荒川の両区に跨って広がる簡易宿所の密集地域。

町名としての「山谷」は、住居表示の施行（昭和41年10月）によって消滅した。平成30年度末現在の住居表示及び面積は、表7のとおりである。

都では、山谷地域総合対策の円滑な推進を図るため、3年ごとに東京都山谷対策総合事業計画を定めている。監査日（令和元年10月24日）現在、平成29年度から平成31年度（令和元年度）までの計画に基づき、財団、都の関係各局、関係区等が連携して、①福祉・保健・医療の連携、②雇用の安定、③住みやすいまちづくり（地域環境改善事業等）を基本施策として、山谷地域に関する事業を総合的に実施し、問題の解決に努めている。

(表7) 住居表示及び面積

住居表示	台東区清川一・二丁目、東浅草二丁目、日本堤一・二丁目及び橋場二丁目 荒川区南千住一・二・三・五・七丁目
面積	1.66 km ²